

2011年9月15日 全3頁

# 企業の社会的責任に関する開示への動き

資本市場調査部  
山口 渉

## GRI3.1～人権、コミュニティ、ジェンダー開示が始まる

### [要約]

- サステナビリティ・レポート作成の代表的枠組であるGRIの改訂版「G3.1」が発行された。
- ESG (Environment, Social, Governance) における“S”分野の開示強化の方向が鮮明になった。

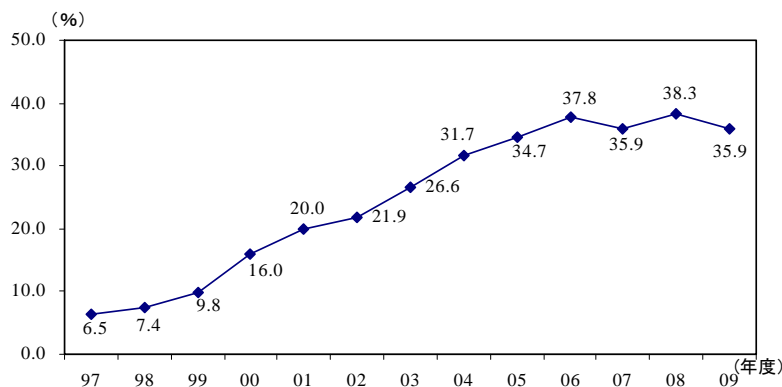
### 注目される非財務情報

#### 重要性増す非財務情報

企業の社会的責任 (Corporate Social Responsibility=CSR) が広範な利害関係者に向けた情報の一つとして本来的に重要であることは論を俟たないが、欧米社会を中心に、社会的責任投資 (Social Responsibility Investment=SRI) が広く受け入れられるようになったここ数年のトレンドを併せ考えれば、企業が自己の存続を強固にするうえで、非財務情報の開示 (の充実) が経営の重要テーマに数えられるようになったと言えるだろう。

我が国においても、サステナビリティ・レポートなど、非財務情報の開示が (特に上場) 企業の間で定着している。制度面の動きとしては、2004年3月期決算から有価証券報告書において「事業等のリスク」、「財政状態および経営成績の分析」、「コーポレートガバナンスの状況」の開示が求められるようになった。また、自主的なサステナビリティ情報の開示も拡大し、環境省が毎年実施している「環境にやさしい企業行動調査」において、「環境報告書 (CSR 報告書、持続可能性報告書等の一部も含む) を作成・公表している」と回答した企業の割合をみると (図表1)、ここ10年余の間に概ね増加傾向を辿っている。

図表1 環境報告書を作成・公表している企業の割合



(出所) 環境省「環境にやさしい企業行動調査結果」。直近では、東京、大阪、名古屋の証券取引所1・2部上場企業2,415社に加え、従業員500名以上の非常上場企業4,282社の合計6,697社を対象にアンケート調査を実施。グラフは有効回答数3,036社に対する割合。

## 求められるサステナビリティ・レポートのメートル原器

非財務情報開示の代表的フレームとしてのGRI

サステナビリティ・レポートなどを通じて行われる企業の非財務情報の開示の内容や程度は、その大部分が企業の自由裁量に委ねられ、財務情報の開示に見られるような首尾一貫した制度的枠組みなどは存在せず、比較可能性などに問題がないとは言えない。また、企業の自主的な開示といえども聞こえは良いが、企業にとって都合の良い恣意的な開示では情報としての価値は著しく低いと言わざるを得ないだろう。従って、有用な開示とは何かという問題を巡っては、財務情報と同じように、非財務情報にも何らかの基準が必要ということになる。

現在、非財務情報の開示の為の基準として、最も多くの企業に支持されているフレームワークは、グローバル・レポーティング・イニシアティブ（=GRI）によるサステナビリティ・レポーティング・ガイドライン（GRI ガイドライン）だろう。GRI はオランダのアムステルダムに本拠を有する NPO であり、経済・環境・社会的パフォーマンスを測定・報告するにあたっての原則と指標を提示する、持続可能性報告（書）作成のためのフレームワークの開発と普及を使命としている。

改訂を重ねるGRIガイドライン

GRI ガイドラインは 2000 年に初版が発行され、その後 2 回の改訂を経て、2006 年 10 月に発行された第 3 版（通称「G3」）が現時点の最新版となっている。GRI ガイドラインは、「原則とガイダンス」と「標準開示」から構成されており、前者ではサステナビリティ報告（書）における諸原則が、後者では報告要素ごとに、記載すべきパフォーマンス指標などが標準的な開示（例）として示されている。なお、GRI ガイドラインは、2013 年の公表をめぐり、第 4 版である「G4」への改訂作業が進められている。

### GRI ガイドライン G3.1 版がリリースされる

「人権」、「コミュニティへの影響」、「ジェンダー」などの指標が追加

前述の通り、G3 は現在改訂作業が進行しているが、2011 年 3 月 23 日、GRI は G3 のアップデート版として G3.1 を公表した。G3.1 では、主要な変更点などとして、図表 2 に掲げた「人権」、「コミュニティ」、「ジェンダー」に関するガイダンスやパフォーマンス指標が追加・更新されている。即ち、ESG で言う「S」の分野が拡充されているわけだ。

図表 2 G3.1 における主要更新点

項目	変更など	内容
<b>&lt;人権&gt;</b>		
HR10	新規	人権に関してレビュー、影響評価を受けている事業所の割合と数
HR11	新規	正式な苦情処理プロセスにより扱われて解決された人権侵害に関する苦情件数
<b>&lt;コミュニティ&gt;</b>		
SO1	変更	地域社会に参画し、当該影響評価及び開発プログラムを実施している事業所の割合
SO9	新規	地域社会に深刻な影響を与えてしまった、或いは与える可能性のある事業所
SO10	新規	地域社会に及ぼす深刻な影響を回避・軽減するために採られた手段
<b>&lt;ジェンダー&gt;</b>		
LA15	新規	男女別育児休業後の復帰率、定着率

（出所）GRI G3 and G3.1 Update – Comparison Sheet<sup>1</sup>より大和総研資本市場調査部作成

<sup>1</sup> <http://www.globalreporting.org/NR/rdonlyres/000FEFEC-AE5D-4872-85D9-C803BC7B5A2F/0/G31ComparisonSheet.pdf>

なお、ここで言うガイダンスとは、ISO の認証規格とは異なり、「契約などに使われることを意図していない」ことを示すものであると、繰り返し強調されている。また、このアップデートは、2010 年 11 月に「ISO26000（社会的責任規格）」が発行され、企業を含み、様々な組織の社会的責任を体系づけるアプローチが初めて確立された動きとも符合する。

### G3.1 への対応が推奨される

G3 から G3.1 への移行に対応する形でサステナビリティ・レポートを作成しようとするれば、G3.1 において新設・改変された諸指標に対応したデータ等を収集する新たな作業が必要とされることから、G3 ガイドラインと G3.1 ガイドラインの並存措置がとられ、企業などにおいては、どちらを用いても良いことになっている。

ただし、G3.1 が G3 世代のガイドラインとして包括的かつ最終版のガイドラインと位置づけられているうえ、次世代のガイドラインとなる G4 においては、（本邦企業において対応が遅れている）社会・人権分野への開示拡張が既定路線となっていることから、GRI では G3.1 ガイドラインの利用を推奨している。この点、次世代のガイドラインとなる G4 が、2013 年の公表後、2015 年までの移行期間を経て唯一の GRI ガイドラインとなるスケジュールを考えれば、G3.1 対応を検討する時間的余裕はあるものと言え、合理的な選択肢と言えるだろう。

-以上-

